



資料 3

小企第 276 号
令和 2 年 9 月 28 日

小城市総合計画審議会 会長 様

小城市長 江里口 秀次



第 2 次小城市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

小城市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、小城市の目指すべき将来像と長期的展望に立った市勢発展の方向性を示す小城市総合計画後期基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。